

後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒**保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入
減少（※）が見込まれる世帯の方
⇒**保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の該当事業収入等の額の10分の3以上の見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

※申請にあつたては、収入等を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に減免割合を（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料（ $A \times B / C$ ）

合計所得金額に応じた減免割合（D）

A: 世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額	300万円以下の場合	: 全部（10分の10）
	400万円以下の場合	: 10分の8
B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額	550万円以下の場合	: 10分の6
	750万円以下の場合	: 10分の4
C: 世帯の主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合	: 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

ご自身が減免の対象となるか、または必要な書類や申請の方法等ご不明な点につきましては、健康づくり課国民保険係までお問い合わせください。

健康づくり課 国民保険係 0557-95-6304